



鳥取県公報

平成 30 年 7 月 13 日 (金)
第 9 0 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (451) (障がい福祉課) 2
	肥料の登録の有効期間の更新 (452) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (453) (企業支援課) 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (454) (会計指導課) 2
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4

告 示

鳥取県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年7月1日
〃	〃	アイ・プラス薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	〃	〃

鳥取県告示第452号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成30年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第506号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体肥料3号	窒素全量 6.0 リン酸全量 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	一般社団法人境港水産加工汚水処理公社 境港市昭和町12-19	平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

鳥取県告示第453号

平成30年鳥取県告示第380号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）TSUTAYA 米子東福原店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成30年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
住宅密集地のため、室外機、圧縮機等の騒音又は振動を生じる機器類の配置に配慮すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成30年7月13日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取空港における空港施設の使用料（平成30年6月までの使用に係るものに限る。）の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

課長補佐 山本 伸一

3 委任期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成30年10月18日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成30年10月18日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）

イ 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）

(4) 試験時間は次のとおりとする。

ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識）1時間30分

イ 実地試験

(ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分

(イ) 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）8分

(5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成30年8月6日（月）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成30年8月31日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるもの限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所生活環境局又は鳥取市環境下水道部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市環境下水道部環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手料金は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成30年10月31日（水）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所生活環境局若しくは鳥取市環境下水道部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年7月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成30年8月9日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成30年8月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑